二　小児慢性特定疾病に係る対策に関する施策の企画及び立案に関する調査であつて、次に掲げる要件の全てに該当すると認められる業務

イ　匿名小児慢性特定疾病関連情報を小児慢性特定疾病に係る対策に関する施策の企画及び立案の用に供することを直接の目的とすること。

ロ　匿名小児慢性特定疾病関連情報を利用して行つた調査の成果物が公表されること。

ハ　前号ハ及びニに掲げる要件に該当すること。

三　小児慢性特定疾病児童等に対する良質かつ適切な医療の確保又は小児慢性特定疾病児童等の療養生活の質の維持向上に資する研究であつて、次に掲げる要件の全てに該当すると認められる業務

イ　匿名小児慢性特定疾病関連情報を小児慢性特定疾病児童等に対する良質かつ適切な医療の確保又は小児慢性特定疾病児童等の療養生活の質の維持向上に資する研究の用に供することを直接の目的とすること。

ロ　匿名小児慢性特定疾病関連情報を利用して行つた研究の成果物が公表されること。

ハ　第一号ハ及びニに掲げる要件に該当すること。

四　小児慢性特定疾病に関する調査及び研究の推進並びに国民保健の向上に資する業務であつて前各号に掲げるものに準ずるもののうち、次に掲げる要件の全てに該当すると認められる業務

イ　匿名小児慢性特定疾病関連情報を小児慢性特定疾病に関する調査及び研究の推進並びに国民保健の向上に特に資する業務の用に供することを直接の目的とすること。

ロ　匿名小児慢性特定疾病関連情報を利用して行つた業務の内容が公表されること。

ハ　第一号ハ及びニに掲げる要件に該当すること。

②　提供申出者が行う業務が法第二十一条の四の二第二項の規定により匿名小児慢性特定疾病関連情報を匿名指定難病関連情報と連結して利用することができる状態で提供を受けようとするものであるときは、当該業務は、前項に掲げる業務のいずれかに該当するほか、難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第四十五条の六第一項各号に掲げる業務のいずれかに該当するものでなければならない。

第十七条の六　法第二十一条の四の二第二項の厚生労働省令で定めるものは、匿名指定難病関連情報とする。　（新設）

第十七条の七　法第二十一条の四の五の厚生労働省令で定める措置は、次に掲げる措置とする。　（新設）

一　次に掲げる組織的な安全管理に関する措置

イ　匿名小児慢性特定疾病関連情報の適正管理に係る基本方針を定めること。

ロ　匿名小児慢性特定疾病関連情報を取り扱う者の権限及び責務並びに業務を明確にすること。

ハ　匿名小児慢性特定疾病関連情報に係る管理簿を整備すること。

ニ　匿名小児慢性特定疾病関連情報の適正管理に関する規程の策定及び実施並びにその運用の評価及び改善を行うこと。

ホ　匿名小児慢性特定疾病関連情報の漏えい、滅失又は毀損の発生時における事務処理体制を整備すること。